

議 第 8 号 議 案

生活保護の住宅扶助基準と冬季加算の引き下げの撤回を求める意見書の
提出について

生活保護の住宅扶助基準と冬季加算の引き下げの撤回を求める意見書を
別紙とおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年6月16日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者	富士見市議会議員	寺 田	玲
賛成者	同	加 藤	久美子
	同	大 谷	順 子
	同	小 川	匠
	同	川 畑	勝 弘

提 案 理 由

生活保護の住宅扶助基準と冬季加算の引き下げの撤回を求める意見書を
地方自治法第99条の規定に基づき政府に提出するため、この案を提出し
ます。

生活保護の住宅扶助基準と冬季加算の引き下げの撤回を求める意見書

厚生労働省は、2015年7月から生活保護の住宅扶助基準を、11月から冬季加算を引き下げると決定している。生活保護基準は、我が国における「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を具体化したものであり、生活保護の住宅扶助基準と冬季加算の引き下げは、生活保護利用者の健康や生命にも重大な影響を及ぼすものである。

そもそも、住宅扶助基準は、住生活基本法に基づく住生活基本計画が定める『最低居住面積基準』を満たす住宅を借りる事が出来るものでなければならない。厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会が2015年1月9日取りまとめている報告書によると、生活保護利用世帯の最低居住面積水準の達成率が一般世帯を大きく下回っていることから、より適切な住環境を確保する方策を求めていた。しかし、厚生労働省は、家賃物価の動向を反映させるなどとして従来の算定方式を採らず、生活保護利用世帯について最低居住面積水準の達成を放棄する姿勢を明確にした。

今回の引き下げで埼玉県2級地である富士見市での引き下げ金額は、単身世帯では4,700円、2人世帯では10,000円、3人から5人世帯が6,000円となっており、市で住宅扶助を受けている998世帯中622世帯に影響があり、転校なども余儀なくされる児童・生徒が出ることも考えられるとしている。一定の経過措置、特別配慮は検討されているものの、多くの生活保護世帯に影響が出ることは避けられない状況であることは明らかである。

また、生活扶助の冬季加算は、単に灯油代だけでなく防寒衣等の購入費なども含まれており、冬季という時期の日常生活を営むための必要不可欠な費用であり、その引き下げは死活問題である。

今回の住宅扶助基準と冬季加算の引き下げは、生活保護基準部会の専門的見地との整合性を欠くものであり、憲法第25条が保障する生存権を侵害するものであると考える。

よって富士見市議会は、政府に対して、今回の生活保護の住宅扶助基準と冬季加算の引き下げを撤回するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様